平成 20 年度 大学機関別認証評価評価報告書

平成 21 年 3 月 財団法人 日本高等教育評価機構

認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京音楽大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たして いると認定する。

【認定期間】

平成 20(2008)年 4月1日から平成 27(2015)年3月31日までとする。

【条件】

特になし。

総評

大学は、その前身である東洋音楽学校の目的「汎ク音楽二関スル学科及術科ヲ教授シ以テ高潔ナル品性ノ修養ヲ得セシムルニアリ」をもとに、大学理念として「音楽文化の創造・発展に貢献する」を掲げている。学則などに大学の目的も記載しているが、それらの内容などについては、整合性が欠けている部分がある。今後更に体系的に整理するとともに、より明確に定め、印刷物やホームページなどで公表し、学内外に明示することが望まれる。

大学は、音楽学部とそれを基盤とする大学院の研究科として音楽研究科を設置している。 それぞれの重要事項を審議するための教授会及び研究科委員会が連携を図り、適切に関連性が保たれているが、今後、教養教育に対する全学的な視点から実効性のある体制の構築及び組織的な取組みが必要である。教育目標に沿って、大学の特色としての音楽教育に専攻実技とそれに関連する教育課程が編成されているが、専攻やコース間における卒業要件単位数の大きな差異、年間授業回数の確保など、教育課程上の組織的な改善が望まれる。一方、専門教育関連科目が充実しており、体系的に設定されている。自由科目なども充実しており、音楽を幅広く学習するための工夫がみられる。

学生受入れについて、適切な受験制度が確立されており、入学者も確保されている。今後は、アドミッションポリシーをより明確にし、各種媒体を通して、広く示すことが望まれる。実技の個人レッスンへの支援体制が充実しており、「医務室」や「学生相談室」など学生サービス体制も整備されている。

大学設置基準を大幅に超える専任教員数を確保していることは、優れた音楽教育を行うための特長として評価できる。教員の年齢構成や教育担当時間に偏りがみられるが、教育研究体制は整備されている。FD(Faculty Development)の取組みについて、今後大学全体として更なる積極的な取組みが望まれる。職員数は確保されているが、職員の組織編制の方向性のみならず、諸手続きなども含めて大学内で周知することが望まれる。職員研修は幅広く実施されており、組織的な SD(Staff Development)の取組みに向けて検討している。

法人管理部門と大学教学部門の連携が行われている。平成 8(1996)年から第三者評価が 実施されており、今後は教職員の意思疎通、相互理解を更に深め、「自己点検評価委員会」 を中心に業務の見直し及び運営の改善のための具体策が示されることに期待したい。

消費支出に占める人件費率は高いが、大学の教育研究目的を達成するために必要な財源が確保されている。財務情報は公開されており、外部資金獲得のために大学全体として取組んでおり、平成 18(2006)年度現代 GP (現代的教育ニーズ取組支援プログラム)にも選定されている。練習室の不足はあるものの、教育研究目的を達成するための校地校舎は確保されている。

音楽大学特有の物的・人的資源を活用し、小・中学生に対する音楽指導講座や演奏会など多数開催されており、大学と地域社会の協力関係が構築されている。

社会の公的機関としての組織倫理に関する規程などが整備されており、適切に運営されている。教員の演奏活動や発表などが行われており、ホームページや広報誌などを通して大学の広報活動も活発に行われている。

基準ごとの評価

基準1.建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準1を満たしている。

【判定理由】

明治 40(1907)年、鈴木米次郎氏が創設した東洋音楽学校を前身とする大学は、創設当初の教育目的「汎ク音楽二関スル学科及術科ヲ教授シ以テ高潔ナル品性ノ修養ヲ得セシムルニアリ」をもとに、「音楽文化の創造・発展に貢献する」を大学の理念として示しているが、学則の内容との違いや整合性が欠けている部分があり、また、それらの理念及び目的は自己評価に示されているように未だ多くの印刷物及びホームページなどに明示されていないので、今後、更に整理するとともに、定期的な出版物やホームページなどへ組織的な取組みにより示されることが望まれる。

大学は、平成8(1996)年及び平成18(2006)年の自己評価を通し、大学の理念に基づく使命・目的などの見直しを行っているので、その継続的な努力により、更に明確に示されることが期待できる。

基準2.教育研究組織

【判定】

基準2を満たしている。

【判定理由】

学部と研究科は、それぞれの重要事項を審議する教授会と研究科委員会との連携が図られ、適切な関連性が保たれている。また、学部と「付属民族音楽研究所」との連携によってガムラン演奏の教育プログラムが実践されていることは、大学の理念に繋がるものとして評価できる。

人間形成のための教養教育は、委員会及び教授会によって組織上の措置がとられている ものの、教養教育に対する関心やその重要性の認識については、大学全体として十分に浸 透している状態とは言い難く、教養教育に対して更に実効性のある体制の構築及び組織的 な取組みが望まれる。また、就職対策のみにとらわれない広い問題意識のもとで、人間形 成教育の一環としての活動を視野に入れた「キャリア支援室」を新しく発足させ、学生の 教養教育に携わる方針を掲げている。この活動も含めて人間形成のための教養教育が着実 に展開されていくことを期待する。

各専攻や各部門の教員から選出される委員により運営される教務委員会、演奏委員会などの各種委員会は、適切に機能して意思決定する教授会の審議を助け、教育運営を円滑にしている。また、学長の選出は、「学長選考規程」により民主的に運営され、「選挙管理委員会」のもと、被選挙資格者及び選挙資格者などが適正に構成されている。

【参考意見】

・卒業要件として定める教養教育関連科目の修得単位数が極端に少なく設定されている専 攻があるなど、組織的な責任体制が十分には機能していないため、大学の目的及び教育 目標に即して、十分な教養教育が実施できるように是正することが望まれる。

基準3.教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

音楽の専門大学として、専攻実技やその他関連する学習について教育目標に沿った充実 した教育課程が編成され、学生のさまざまな勉学要望に応える体制ができている。実技個 人レッスンに重点を置きながら、専攻に関連する実技科目や音楽史、音楽理論、ソルフェ ージュなど専攻・分野ごとにきめ細かなカリキュラムが必修あるいは選択科目として設定 されている。

卒業要件とする総単位数及びその内訳となる専門教育関連科目や教養教育科目の必修単位数については、専攻及びコース間に大きな差異が認められる。大学全体としての組織的な調整に向けた検討が望まれる。

教育課程の内容は、専攻教育関連科目(必修及び選択)を中心に極めて充実している。 外国語科目、教養教育科目も部分的な不均衡はあるが、体系的に設定されており、特に、 卒業要件に含まない自由科目として、第 2 副科実技レッスン、邦楽演奏、ガムラン演奏、 体系的に構成された音楽学関連科目など、教育課程編成上に音楽を広く学習するためのさ まざまな工夫がみられる。

【改善を要する点】

・履修単位の実質化の観点から、キャップ制の導入などを含め、年次別履修単位数の上限 を設けることが必要である。

【参考意見】

・卒業要件とする総単位数が専攻により大きく異なり、内訳となる各科目の必修単位数も 専攻による偏りがあるため、大学の目的及び教育目標に即して組織的な調整が適切に図 られることが望まれる。

基準4.学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

大学案内や進学の案内などに専門教育の内容などの詳しい表記があり、入学試験要項には聴音課題の問題例により試験の難易度も提示している。しかし、アドミッションポリシーとは違うものであるので、アドミッションポリシーの策定について検討されることが望まれる。学生受入れについては、音楽大学としての適切な受験制度を確立しており、円滑な運営がなされている。その結果、数多くの受験生の中から選抜が行われ、入学者が確保されている。

実技個人レッスンが学生への対応の主体となり、それを支援するための体制は充実している。また、音楽教育研究体制も整備されている。実技個人指導の体制の中で学生からの相談を受けた教員が事務局と連携を取ることにより、きめ細かな学習支援が行われている。 規模の小さい大学でありながら「医務室」「学生相談室」が整備され、カウンセラーや精

神科医との連携も確保されているなど、学生サービスの体制は整備されている。 就職支援などについては、「キャリア支援室」や「学生サポートデスク」の設置など、組 機としての積極的な姿勢がられがえる。今後、これらの学生支援体制が更に展開され、就

織としての積極的な姿勢がうかがえる。今後、これらの学生支援体制が更に展開され、就職・進学支援の伸展が期待できる。

基準5.教員

【判定】

基準5を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するための教員は適切に配置され、大学設置基準を大幅に上回る専任教員が確保されている。教員一人当たり学部学生数は少なく、音楽実技個人レッスンを行うために十分の教員数が確保されている。採用・昇格の方針は規程化され、「人事委員会」及び教授会により適切に運用されている。職位の割合は適正であるが年齢構成上のバランスに偏りがあり、今後の採用計画に配慮が望まれる。教員の教育担当時間に偏りがみられるが、教育研究支援体制は整備されている。

キャリア教育の研修会参加や授業アンケートの実施などの取組みがなされているが、

FD(Faculty Development)の実施については、その本来の観点からまだ十分な状況とはいえないので、大学全体を視野に入れた更なる積極的な取組みが望まれる。

最先端の演奏家などが非常勤講師として、学生に直接指導している体制は評価できる。

【優れた点】

・教育課程を遂行するための教員数は、大学設置基準に定められた数を大きく上回り、十 分かつ適切に配置されていることは評価できる。

基準6.職員

【判定】

基準6を満たしている。

【判定理由】

職員数は概ね適切に確保し配置されている。年齢構成において世代間のバランスの偏りがあるが、人事採用計画を策定し今後長期的に解決することの途が認められる。職員の組織編制の基本視点はあるものの、組織の方向性を示しただけにとどまっているので、今後所定の手続きを経て大学内に周知することが望まれる。

職員の採用・昇格基準は規定されているが、採用・昇任の方針は明確ではない。また、職員の異動についての方針なども明確にされていない。平成 19(2007)年度の人事異動において、業務マニュアルなどが一部未整備のために事務引継ぎで混乱を経験した。このことから、人事課に「作業部会」を設置して改善に着手したところであり、採用・昇任の方針及び異動の方針などの整備も併せて、今後の改善の進歩を期待する。

職員研修は幅広く実施している一方で、SD(Staff Development)の視点から組織的に実施するところまでは至っていないが、これを認識した上で具体的な解決策が動き出したところである。

多くの楽器の保守管理体制をはじめ、学生及び教員が行う学内外での演奏会の開催など、 教育研究支援体制は、適切に整備され有効に機能していると認められる。

基準7.管理運営

【判定】

基準7を満たしている。

【判定理由】

寄附行為に基づき、管理体制が整備されている。教授会の主な審議事項は理事会に報告され、更に学長は理事であることから、教授会の意向は理事会に反映されやすいこともあり、大学と設置者との関係は機能している。

理事会と大学との連携強化のために「教学法人合同懇談会」(仮称)が理事会側の提案で 設置された。試行段階であるので、その位置づけや方向性は定まっていないが、今後の展

開が期待される。

平成 8(1996)年に受けた外部評価をはじめ、自己点検・評価が試行錯誤を経験しながら着実に発展してきている。今回の自己評価の結果を踏まえて、「自己点検評価委員会」を中心として業務の見直し及び運営の改善のための具体的方策が明示されているので、自己点検・評価が今後に活用されることが期待できる。

基準8.財務

【判定】

基準8を満たしている。

【判定理由】

学生数が収容定員以上に確保され、学納金収入を確保できており、帰属収入は安定している。個人レッスンを中心とするため教員数が多く、消費支出に占める人件費が高い。しかし、教育研究経費及び管理経費などを含めた消費支出は帰属収入で十分に賄えている。平成 19(2007)年度において、創立 100 周年記念事業による多額の基本金組入額が発生したものの、帰属収支差額及び翌年度繰越消費収支差額の両者とも黒字を計上し、収支のバランスは健全に推移している。更に、第2号基本金を計画的に組入れ、収支のバランスを考慮した運営を行っている。

創立 100 周年記念事業に伴う新校舎(A館)建設などに多額の設備投資を行ったが、十分な額の預貯金などを保有している。また、借入金もなく、安定した財務基盤を有していることは高く評価できる。

会計処理は適正に実施されており、公認会計士による会計監査も適切に実施されている。 監事による監査も中間決算と本決算の年2度実施している。それぞれの監査の報告内容に ついて、問題点の指摘はない。

財務情報の公開について、「学校法人東京音楽大学財務情報公開規程」が整備され、大学ホームページ上において、事業報告書、消費収支計算書とその解説、及び貸借対照表が公開されている。

外部資金の導入の努力として、平成 18(2006)年度現代 GP (現代教育ニーズ取組支援プログラム)に「ACT プロジェクト」が選定され、平成 20(2008)年度まで補助金を受けている。このプロジェクトは、音楽大学の一つの先進的な取組みとして高く評価できる。

【優れた点】

- ・十分な預貯金などの金融資産を有し、かつ帰属収支差額及び繰越消費収支差額が黒字で 健全な収支バランスを維持していることは、高く評価できる。
- ・大学から申請された取組みの中で特に優れた教育プログラムとして選定される現代 GP に平成 18(2006)年度の「ACT プロジェクト」が選定されたことは、音楽大学の先進的な取組みとして高く評価できる。

基準9.教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

教育研究目的を達成するための校地及び校舎の面積について、大学設置基準を大幅に上回っている。東京都内で校地及び校舎が隣接して確保できている。創立 100 周年記念事業として建設された A 館は、その施設及び設備の充実は顕著であり、音楽教育のシンボルとして、また大学の教育研究活動へ大いに活用されている。

閑静な住宅地域に位置するために音の問題を避けることができないが、空調改修工事と併せて施行した防音対策工事がほぼ完了したので近隣からの苦情も減少した。音楽大学に必要な練習室について、一部不足がみられる。これについては、敷地面積の限界及び建物の高層化への制限があり、早急に解決することが難しい状況であるが、計画的に解決されることが期待される。また、校舎の耐震構造への対応については喫緊の課題である。平成20(2008)年度に実施を予定している耐震診断に基づき、耐震補強計画を策定し、未整備の建物への対応が予定されている。その際に、バリアフリーへの配慮が望まれる。

音楽教育に必要な多くの種類の楽器や設備も適切に維持管理されており、音楽教育研究 に必要な教育研究環境は適切に整備されている。また、学生の多くが女子である点を考慮 に入れ、セキュリティやアメニティなどの面にも配慮されている。

基準10.社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

「付属民族音楽研究所」を核とするガムランやその他の民族楽器の社会人講座をはじめとして、教員・学生の演奏会や小・中学生のための吹奏楽の指導講座など、大学が備えている音楽に関連する物的・人的資源を社会に提供する活動を活発に実施している。それらの活動の中には大学の教育活動と深く連携し、学生自身の運営によりマネジメント教育の実践の場としての目的も持ちながら展開する「ACT プロジェクト」(平成 18(2006)年度現代的教育ニーズ取組支援プログラムに「音楽の『プロ』を目指す実体験プログラム」として選定された)などがあり、参加する学生には、履修単位として認定する手続きが整備されている。

教育研究を目的に国内外の大学と交流が積極的に実施され、平成 20(2008)年度内の新たな計画も進められている。ヨーロッパの音楽系大学との交流については、学生や教員の相互派遣や共同プロジェクトの実施などを目的とする提携協定が結ばれており、その進展が期待される。

近隣の小学校に学生が出向いて行う小学生の吹奏楽の楽器演奏指導、「としま未来文化財団」の事業への協力として実施する子どもの音楽芸術体験など、地域社会での活動が多彩

である。また、豊島区内の他の五つの大学と共に地域社会の発展のために、豊島区と包括協定を締結するなど、大学と地域社会との協力関係が適切に構築されている。

【優れた点】

・大学の施設開放はもとより、社会人を対象とした「付属民族音楽研究所」の講座、小・中学生のための指導講座、一般に開放された演奏会の開催など、音楽大学としての物的・人的資源を存分に活用し、多彩な内容を備えてさまざまな社会連携活動に熱心に取組んでいる点は高く評価できる。

基準11.社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

就業規則に定められた服務規律、セクシュアル・ハラスメント防止関連規程及び個人情報保護や研究費不正防止に関する規程の整備がなされるなど、社会的機関としての組織倫理が確立され、適切な運営がなされている。また現在、「東京音楽大学教職員服務規程」を見直しており、更にセクシュアル・ハラスメント以外の各種ハラスメントについても「キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」として施行されている。その組織倫理の確立に向けての積極的な姿勢は評価できる。

演奏家である教員及び学生を含めて学外へ向けての演奏及び発表活動、並びに大学の広報活動が大学ホームページ、広報誌、学校案内などを通して活発であり、それぞれの教育成果を公正に学内外に広報する体制が整備されている。それらの活動が独立して活発であるものの、一方において、それぞれの活動の連携について欠ける部分があり、今後の連携及び協働を強化する体制の整備が期待される。

災害や事故に備えた救護などの講習会の実施、防犯対策の整備、災害のための食料の備蓄など危機管理体制は整備され、地元の防災拠点としても期待されるなど適切に機能している。